

開催日：令和 7 年 3 月 12 日

会議名：令和 7 年文教常任委員会（第 1 日 3 月 12 日）

○井上弘美 よろしくお願ひします。

まず、こども支援課にお尋ねします。

子育て短期支援事業について、保護者の疾病などの理由で家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設などで短期で受け入れる事業ですが、予算額が前年度比の約 1.5 倍の 2,623 万 6,000 円となっています。その要因と予算の内訳を教えてください。

○こども支援課長（後藤良輔） 本事業の令和 7 年度予算の内訳は、委託料 2,618 万 1,000 円のほか、通信運搬費 4 万 4,000 円、自動車借り上げ料 1 万円、消耗品費 1,000 円です。予算額の増額は、より多くの利用者を受け入れるための措置として、施設及び里親家庭への受入れ枠の拡充や、また受入れ施設の人員体制を手厚くするための専従人員の加配に伴い、主に委託料を増額したものでございます。

○井上弘美 新型コロナが明けてからのニーズは増加傾向とのことで、受入先の拡充にも取り組んでいただいています。

では、ショートステイ先にはどういったものがありますか。

○こども支援課長（後藤良輔） ショートステイの預け先につきましては、児童養護施設や乳児院などの児童福祉施設と里親家庭でございます。

○井上弘美 里親希望者がショートステイ受入れを選択される理由について、担当課の見解をお聞かせください。

○こども支援課長（後藤良輔） 里親がショートステイを受け入れる理由としましては、養育里親として本格的に子どもを迎える前に、短期間の受入れを通じて実践的な経験を積めることや、様々な子どもと関わる機会を得られることがございます。さらに、里親の生活に合わせて柔軟に支援できる点も重要なポイントと考えております。

○井上弘美 ショートステイの受入先に令和 6 年度から里親家庭が加わっているとのことですが、里親を希望するが、本格受入れの前に実践的な経験を積みたい場合や、ライフスタイルや体力に合わせて短期受入れを選択される場合もあるようです。後ほど里親支援センターにも触れますが、センターと連携して受入先拡充に取

り組まれることと思います。

続いて、訪問事業についてお聞きいたします。

訪問による育児・家事支援を行う事業の種類と併せて、全体の予算が6,620万6,000円と2倍近くの増額になっている理由をお聞かせください。

○こども支援課長（後藤良輔） 事業の種類といたしましては、多胎児家庭育児支援事業と育児支援家庭訪問事業、そして子育て世帯訪問支援事業の3種類がございます。予算は、第3期子育て・子育て支援行動計画の量の見込みに基づき算出しております。令和7年度におきましては、令和6年度の実績を踏まえ、事業全体としては利用者の増加を見込みまして、より多くの支援が提供できるように予算を増額したものです。

○井上弘美 例えば多胎児家庭の利用回数が12回から48回へ、また利用時間も従来の9時から17時が、8時から19時までと拡大されています。こういった時間延長、利用回数を増やしたことにより、こういったニーズ、新たな利用につながるとお考えでしょうか。

○こども支援課長（後藤良輔） 時間延長によって、保育施設に通っていない未就園の家庭だけでなく、就園している家庭も、例えば夕方の忙しい時間帯に育児や家事の支援を受けやすくなります。また、上限拡充によりまして、いざというときだけではなく、平時からの子育て負担の軽減につながるものと考えております。

はぐくみセンターを中核とした地域子育て支援センターやマイ子育てひろばなどの相談支援ネットワークを活用し、さらに潜在的なニーズを掘り起こしながら、支援が必要な方を的確に把握し、確実に支援を届けてまいります。

○井上弘美 回数が少ないと、いざというときに取っておこうということで、年度末に利用が集中したりしたということをお聞きしております。予算額は2倍弱なんです、お聞きする限り、それ以上の利用増になるのではないかと感じました。動向を注視したいと思います。

続いて、同じく家事支援の子育て世帯訪問支援事業についてお尋ねいたします。

この事業は、さらに支援の必要性が高いヤングケアラーがいる家庭などが対象です。ニーズ予測とともに、近年の利用状況を教えてください。

○こども支援課長（後藤良輔） 今般の第3期子育て・子育て支援行動計画の策定に当たり、ケースワークの見直しによる支援を必要とする世帯への支援の確実な結びつきを進めることとしつつ、これまでの実績などを踏まえ、令和7年度予算では

約 50 世帯の利用を見込んでおります。

近年の利用状況につきましては、令和 5 年 10 月の事業開始から令和 7 年 2 月末までに 22 世帯が事業を利用し、さらに 6 世帯の開始見込みがございます。引き続き、本事業を必要とする人を利用につなぐとともに、計画に基づき必要な提供量の確保に取り組んでまいります。

○井上弘美 先ほどお聞きした訪問事業と同じく家事支援ですが、担い手の専門性の違いを説明してください。

○こども支援課長（後藤良輔） 子育て世帯訪問支援事業は、要保護児童や要支援児童の保護者やヤングケアラーがいる家庭を対象としております。担い手はホームヘルパーや保育士などで、保護者に代行して家事や育児を行うことで、家事の負担軽減を図り、虐待リスクの高まりを未然に防止いたします。

訪問事業は、子育てや家事に負担感を抱え、支援を行わなかった場合に要支援児童等に該当するおそれのある家庭を対象としております。担い手はベビーシッターなどで、保護者と一緒に家事や育児を行うことで、保護者の養育力向上と安心して子育てができる家庭環境をサポートしております。

○井上弘美 より状況の厳しい家庭の支援で、高いスキルが求められると理解いたしました。

では、今後事業継続に当たり課題があれば、教えてください。

○こども支援課長（後藤良輔） 課題としては、サービスの提供量の確保と訪問支援員の育成です。サービス提供量については、先頃新たに 2 事業者を選定し、現在 4 事業者で運用しているところです。訪問支援員の育成につきましては、引き続き実績を積み重ね、研修会や意見交換会によりノウハウを共有するなど、育成を図ってまいります。さらに、児童相談所とはぐくみセンターとの強固な連携の下、ケースワーク力を強化しながら、的確にニーズを把握し、支援が必要な家庭に当該事業を確実に行き渡らせてまいります。

○井上弘美 支援が必要と思われる家庭であっても、信頼関係が築かれるまでなかなかドアが開かない。特に、ヤングケアラーには、環境に疑問を持たずに自分を抑制することが常態化していることがあり、支援につなげるには粘り強いアウトリーチが必要です。児童相談所、はぐくみセンターと緊密な連携の下、取り組んでいかれるという力強いお言葉をいただきましたので、どうかよろしくお願いいたします。

こども事業課にお尋ねいたします。

保育士・保育所支援センター事業の中で、とよなか保育士助成金について、これもさきの委員からもお聞きがありました。京阪神外からの転入者を対象に 10 万円を助成していた歓迎一時金を、新たに市外在住者対象で 1 年間勤務されたら 12 万円分マチカネポイント支給という、うるかむマチカネポイントに変更されたということです。これによって、このうるかむマチカネポイント付与の対象者は何人ぐらい見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○こども事業課主幹（森 崇徳） 過去の市内民間就学前支援施設の新規雇用者数を分析し、毎年 200 人程度と推計しております。そのうち、令和 5 年度は市内在住者が 80 人程度でしたので、残り 120 人を市外在住者、すなわちうるかむマチカネポイントの対象者として見込んでおります。

○井上弘美 近隣市からの呼び込み、それから定着を強化されたのかなと理解いたしました。

民間施設の保育士確保は深刻な問題で、他市でも助成を拡大していますが、こういった施策で保育士確保につながるのか。働き方については園に委ねられるところですが、長期の雇用につながるのか、ほかに課題はないのかなど、複数の視点を持ち、民間保育施設の支援と保育の充実につなげていただきたいと思います。

続いて、私立認定こども園等運営助成について、これも先ほどの委員の質疑と重なるところは省きまして、延長保育が 20 時までとなると、夜食や軽食などの提供が考えられますが、その場合の利用者負担について、考え方などをお聞かせください。

○こども事業課長（梅本裕一） 延長保育事業の実施に当たり、間食または給食等の提供は義務づけられてはおらず、適宜提供することとされているため、実施内容については各施設でご判断いただいているところです。現在実施している園では、18 時 45 分頃に軽食を 300 円で提供されており、これをモデルケースとして今後実施する園にお伝えし、子どもの成長や生活習慣の形成等を考慮した上で、利用家庭の実情を踏まえた対応を促してまいります。

○井上弘美 先ほどの委員の質疑の中で保護者負担費のお話がありまして、現在 19 時までには 200 円と設定されているということなんですけれども、20 時までとなりましたときの利用料金、これも園に任されることとは思いますが、目安など考えていらっしゃるラインがありましたら教えてください。

○こども事業課長（梅本裕一） その利用料につきましては、現在実施されている園が 600 円とされていることを一つの目安としまして、採算等や長時間保育防止の視点も考慮した上で、各事業者の考え方に基づき、施設ごとに利用料を設定いただくものと考えております。

○井上弘美 長時間保育の助長ではなく、多様な働き方、ニーズへの対応と捉えたい、これは私の希望でございます。各園が安全性が十分確保された上での運営を望みます。

また、私立認定こども園等運営助成について、これは意見だけ申し上げます。

こども誰でも通園制度試行事業を行う園への助成も含まれているということで、12 月の本会議でこの事業への要望をお伝えいたしました。令和 7 年度は試行を 10 園に拡大されるとのことで、令和 8 年度本格実施に向けて有用な試行事業となることを要望いたします。

続いて、こども安心課にお尋ねいたします。

社会的養育体制推進事業について、児童相談所開設に伴う新規事業と認識しております。事業の内容には、子どもの最善の利益の実現や、安心して成長できる養育体制を構築しますとありますが、そのために主にどのような予算が計上されているのか、内容、詳細を教えてください。

○こども安心課主幹（梅原敏宏） 令和 7 年度予算、主なものは 3 点ございます。

1 点目は、令和 7 年 4 月に設置します豊中市児童福祉審議会に設ける予定の 3 つの専門部会の委員報酬として 220 万 8,000 円を計上しています。施設入所等措置や里親の認定について調査審議を行う児童養護専門部会、入所する施設などにおける権利侵害等の事案や意見申立て等に関する調査審議を行う権利擁護専門部会、児童虐待重大事案の調査審議を行う児童虐待事例等検証専門部会に係る経費でございます。

2 点目は、意見表明支援事業の委託料として 502 万 6,000 円を計上しています。意見表明支援事業につきましては、児童相談所が一時保護している子どもや児童養護施設など社会的養護の下で暮らす子どもを意見表明支援員が定期的に訪問し、信頼関係を築きながら意見や意向を聞き取り、伝えたい人へ一緒に伝達、代弁するもので、児童相談所や施設などからの独立性と、話を打ち明ける子どもへの配慮など専門性が求められることから、児童の福祉に関する知識や経験を有する事業者に委託し実施します。

最後に 3 点目は、児童自立支援施設の事務の管理と執行を大阪府へ委託するための負担金を 2,458 万 8,000 円計上しています。児童自立支援施設は児童相談所設置団体に設置が義務づけられており、非行などが理由で生活指導を要する子どもが入

所または通所しながら自立を目指す専門性の高い施設です。市議案第 53 号の大阪府への事務委託に係る経費となります。

○井上弘美 どれも児童相談所設置団体にとって非常に責任の重い事業であると思います。2 点目の意見表明支援事業の設置は、まさに評価いたしまして期待をするところです。委託先事業者選定におけるポイントを教えてください。

○こども安心課主幹（梅原敏宏） 選定に当たっては、事業者が子どもの意見形成の支援や子どもの意見、意向を伝達、代弁する意見表明支援員として活動できる人材の確保や養成ができることがポイントです。意見表明支援員には、子どもの権利に関する知識はもとより、子どもとの信頼関係を築くコミュニケーション能力のほか、所定の研修を修了し、子どもの意見を誘導的に聴取しないための技術が求められます。

あわせて、こども家庭庁が子どもの権利擁護に係る取組が円滑に行われるよう策定した子どもの権利擁護スタートアップマニュアル及び意見表明等支援員の養成のためのガイドラインの趣旨を理解した上で、事業を実施できることが重要と考えます。

○井上弘美 詳しくご説明いただいたので繰り返しません。審議会においては円滑で有効な運営がなされること、そして意見表明支援事業においては、委託事業者の独立性を尊重しつつ、協力連携をお願いしたいと思います。

次に、里親支援センター等整備事業です。

これまでも本市では里親支援に取り組んでいましたが、里親支援センターができることで、さらに充実が図られると思います。センター設置に至った経緯と目的について、これまでとの比較を含めお聞かせください。

○こども安心課主幹（梅原敏宏） 令和 6 年度に施行された改正児童福祉法において、家庭養育の推進による児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターが新たに児童福祉施設として規定されました。児童福祉施設となったことで、相談室や職員配置など運営基準のほか、運営に要する費用について、義務的経費である措置費による支弁が規定されたことで、里親支援機関は安定した事業展開が可能となります。

児童相談所設置市となる本市においても、里親支援の拠点として里親支援センターを設置し、本市児童相談所の里親支援担当と連携の下で、個々の里親や委託児童に寄り添った継続的な支援を行うとともに、里親制度の普及促進やリクルート、研修、訪問支援などの業務を包括的に実施するものです。

○井上弘美 児童家庭支援センターと一体的に運営する事業者を選定されました。9月の委員会でもご説明がありましたが、改めて一体運営とした効果、目的についてお聞かせください。

○こども安心課主幹（梅原敏宏） 里親へのレスパイトや課題を抱える里子へのアセスメントの実施、子育てに関する研修会への里親の参加など、児童家庭支援センターの専門的支援を里親支援センターとの情報共有の下、里親家庭の支援に活用できることと併せて、児童家庭支援センターが支援している家庭に対して里親ショートステイを提案するなど、両センターを一体的に運営することで、両センターが担う支援をそれぞれの専門性を生かしつつ相互に活用し、一体的に推進することができます。

○井上弘美 意見・要望です。

全国の里親に対するある調査によりますと、80.6%が養育で困っていることがあると回答しています。制度改正により位置づけが明確となった里親支援センターの安定的な運営により、里親へのより適切で継続的なサポートが行われることを期待します。

国は、ようやく里親の制度普及に力を入れ始めました。本市でも里親制度を適切に広め、家庭で温かい養育を受けられる児童が増えることを望みます。

○井上弘美 よろしくをお願いします。

まず、学校施設管理課に、「広報とよなか」3月号で、変わる学校環境が特集されておりました。学校施設整備においては、トイレ改修や体育館の空調、非常用発電設備の整備など、待ち望まれていた快適な学校環境がいよいよ実現されます。特に、体育館のエアコンについては、令和7年度中の運用開始にご尽力いただいた関係各所に心より感謝を申し上げます。では、整備の中でトイレ改修工事の内容と概要をお聞かせください。

○学校施設管理課長（桑田篤志） まず、トイレ改修工事の内容につきましては、校舎の縦1列のトイレ改修、校舎トイレ洋式化100%、体育館トイレ改修を実施しております。

縦1列トイレ改修は、学校の校舎のうち、1棟の縦1列のトイレの配管の更新、床面を湿式から乾式へ改修、小便器、大便器などの設備を更新するものです。

次に、校舎トイレ洋式化 100%は、校舎の和式トイレを洋式化に改修するものでございます。

最後に、体育館トイレ改修は、災害時には避難所として機能を持つ体育館トイレの配管の更新、床面を湿式から乾式への改修、小便器、大便器などの設備の更新に併せて、多機能トイレの整備を行っております。

○井上弘美 災害時には避難所となり、地域の様々な方が使用される学校体育館のトイレが多機能トイレとして整備されるのは、大変すばらしいことです。では、これにより現状のトイレの個数は変わるのでしょうか。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 改築前の体育館トイレスペースに多機能トイレを併せて整備することとしており、多機能トイレスペースは、一般的な個室の面積より大きくスペースを取る必要があることから、男女ともに箇所数は減ることになります。

○井上弘美 既存のスペース内での改修ということで、数は減るとのことです。承知しました。

ほかに、小学校3校のエレベーターの設置、照明のLED化は令和7年度で完了予定とのこと。では、上野小学校、新田南小学校については、令和7年度予算でどこまで進捗する予定でしょうか。

○学校施設管理課長（桑田篤志） まず、上野小学校改築事業でございますが、現在、設計事業者を公募型プロポーザル方式により公募を行っており、令和7年10月下旬に優先交渉権者を決定する予定にしております。

新田南小学校の増築工事は、令和7年度、令和8年度で増築工事を行う予定にしており、入札契約手続を経まして、令和7年10月から工事着手の予定にしております。

○井上弘美 快適な学校環境の取組が、令和7年度で大きく前進することが分かりました。計画の確実な遂行をお願いいたします。

では次に、学務保健課に、一部前の委員と重複しております学校教育活動徴収金の公費負担ですね。増額のことなどについては、さきの委員のところで説明をしていただきました。一部重なるんですけれども、大阪・関西万博、それからわっぱるに係るバス代の補助、それから夜間中学校の学習旅行費なども新たに公費負担になったということですので、その予算額の内訳を小・中学校分けて教えていただけますでしょうか。

○学務保健課長（中積 崇） 大阪・関西万博参加に係る交通費は、令和6年12月に実施した各学校への意向調査の結果に基づいた積算としており、その内訳は、小学校、義務教育学校前期課程38校で5,522万1,680円、中学校、義務教育学校後期課程14校で2,802万1,346円です。

市立青少年自然の家わっぱる利用に係るバス代補助は、本年1月に実施した各学校への意向調査の結果に基づいた積算としており、その内訳は、小学校8校で224万円、中学校3校で80万円です。

中学校夜間学級につきましては、学齢児童生徒とは別に、夜間学級における学びを保障する観点から積算するものとし、過去の実績額等の積み上げを参考に夜間学級の生徒1人当たりの上限額を設定しております。これに在籍生徒数を乗じて、58万6,565円を予算額として計上しております。

○井上弘美 金額の内訳をお聞きますと、物価上昇分も小幅ながら加味されているようです。今後、物価上昇の局面で学びの水準を確保していくには、予算増額は避けられないと考えています。各学校で適切な使い方を考えていると思うんですが、例えば予算が足りないために、各家庭で準備するものが増えれば、この無償化により学用品費の支給がなくなった就学援助を受けている家庭には負担となります。

令和7年度増額のうち、万博交通費が小・中学校合わせて約8,300万円とご答弁いただきました。今後はこういった特別行事への考え方も明確にすべきと考えます。

次に、教育総務課に、生徒指導検証会議についてお聞きしたいと思います。

まず、予算額720万9,000円について内訳を教えてください。

○教育委員会次長（田上淳也） 予算額の内訳としましては、会計年度任用職員2人の人件費分として581万9,000円、専門家への謝礼が122万3,000円、事務机や電話代などで16万7,000円となっております。

○井上弘美 会計年度任用職員はどのような業務を行う予定でしょうか、具体的に教えてください。

○教育委員会次長（田上淳也） 教職員による児童生徒への指導に関する相談がなされた際に、相談内容を整理及び記録する業務、また学校において調査を実施する際に、調査内容を記録する業務を予定しております。

○井上弘美 相談、調査には職員が当たり、記録、整理等の業務を会計年度任用職

員が担うと理解いたしました。

指導に関する相談を教職員からも受けると事前に聞いているんですけれども、教育委員会に相談をためらう教職員が多いのではないかと思います。この点についての見解をお聞かせください。

○教育委員会次長（田上淳也） 指導に関する教職員からの相談につきましては、匿名であっても受け付けられる専用の電話及び電子申込みシステムを整備し、可能な限り利用しやすい仕組みを構築する予定でございます。

○井上弘美 教員の方が自分の指導はよかったのかなとか、あるいは同僚教員のあの指導はどうなのかなといった相談もしやすくなるということで、可能な限り利用しやすい仕組みを構築しているということです。ぜひ現場教職員の意見を聞いていただきたいと思います。

では、生徒指導検証会議の開催頻度について教えてください。

○教育委員会次長（田上淳也） 毎月1回の定期的な開催を予定をしております。不適切な指導等に関する事案の発生状況に応じまして、随時開催することにもしております。

○井上弘美 事案によっては、ほとんどがそうだと思うんですけれども、長期にわたって検証していかなきゃいけないんだと思います。

では、弁護士、学識経験者といった第三者の生徒指導検証会議への関わり方について教えてください。

○教育委員会次長（田上淳也） 生徒指導検証会議では、客観的・専門的な観点から、第三者である専門家の意見を取り入れるに当たって、書面やウェブでの開催も含めて効率的に開催していきたいと考えております。なお、現場である学校の様子を知っていただくために、専門家による学校訪問を考えております。

○井上弘美 昨年6月の本会議で、子どもの人権、意見表明の尊重について質問した際、教育委員会からは、第三者による客観的な視点を取り入れ、公平性や中立性を担保していくことが重要である、こういったご答弁をいただきました。それが形となり、提案に至ったことに、評価と感謝申し上げます。

外部専門家には、検証にとどまらず、視察、ヒアリングも検討されているということなんですけれども、第三者による独立機関として、相談窓口となり調査権限を持つオンブズパーソン制度を導入している自治体もあります。こども未来部と連携

しながら、教育委員会内に検証会議を設置すること、これがまず豊中モデルの第一歩と考えます。今後、運用しながら、子どもの意見表明、また教職員の相談を受け止める体制の充実と発展に向けて、強い決意で臨んでいただきますようお願いいたします。

続いて、学校給食に関する事業についてお尋ねいたします。

給食食材の調達額は14億9,531万6,000円で、令和6年とほぼ同額です。物価高騰が続いている中、給食食材の調達に係る予算が増えていない理由を教えてください。

○教育委員会次長（勝井隆文） 本市の給食食材の調達に係る予算は、1食当たりの食材費、児童数及び1年間の提供日数を基に算定しております。予算にさほど変化がない理由といたしましては、物価高騰による食材費は見込んでいるものの、児童数と年間提供日数が減少していること等によるものでございます。

○井上弘美 物価高騰は見込んでいるが、児童数と年間提供日数が減少しているため、予算額には表れていないとのことですか。

今年1月の消費者物価指数は前年同月比で4.0%、ご存じのことだと思うんですけども、これは総合品目の数値で、生鮮食品はこの数字全体を押し上げているということですので、今後は予算にも大きく影響してくるんだと思います。

ところで、学校給食の無償化は、国による施策として現実味を帯びてまいりました。気がかりなのが質の低下です。現に、無償化を先行している自治体では、給食が貧相になったという声が上がっている例もあるようです。栄養価だけでなく、インスタグラムの人気を見ても好評な本市の給食が、無償化の実現後もその質が維持できるよう、学校給食無償化法案を提出した立憲民主党としても責任ある制度設計を目指してまいりますし、実現の際は、市の努力もお願いしたいと思います。

次に、個別対応食業務、アレルギー対応ですね。現在の個別対応食の提供食数を教えてください。

○教育委員会次長（勝井隆文） 学校給食では、食物アレルギーの対応について、鶏卵、ウズラ卵を除去した個別対応食の提供を行っております。提供食数につきましては、令和6年度は小学校14食、中学校9食となっております。

○井上弘美 個別対応、今は卵をさせていただいているんですけども、今後の新たな展開があればお聞かせください。

○教育委員会次長（勝井隆文） 食物アレルギー対応食の今後の新たな展開です

が、今年度、学校長に対し初めて、学校で把握されておられる食物アレルギーのある全ての児童生徒の該当食物アレルギーについて調査・回答を依頼いたしました。この結果等をしんしゃくしながら、食物アレルギー対応食、除去食について新たな展開について研究してまいります。

○井上弘美 卵以外のアレルギーについて調査を開始されたとのこと、その結果に対応するご用意があることが分かりました。引き続き、安全な給食提供に向けてよろしく願いいたします。

ところで、本件とは関係ないんですが、栄養教諭について、もっと児童生徒の食育に関わってほしいとの声を学校現場からお聞きいたしました。給食の管理業務だけでも多忙を極めておられるとのことですが、栄養教諭の役割をもっと発揮していただけるよう、要望を添えさせていただきます。

次に、学校教育課に、学びの多様化学校設置準備事業につきましてお尋ねいたします。

令和9年4月開校予定ですが、それまでの間にニーズ調査、それから学びの多様化学校の入学が必要とされる生徒及び家庭への案内について検討されていたら、教えてください。

○学校教育課主幹（佐加康彦） 児童生徒や保護者を対象とした学びの多様化学校についてのニーズ調査等につきましては、現時点では実施いたしておりませんが、青少年交流文化館いぶきの創造活動に登館している児童生徒が、その活動や相談の中で話している現状の学校に対する不安や希望の声という形で、幾つかの意見を聞いております。具体的には、少人数での授業の実施や寄り添ってくれる教職員の存在などを希望する意見があると聞いており、参考にしていきたいと考えております。

今年度は、豊中市学びの多様化学校基本構想を策定、公表しましたが、今後においても市民向け講演会、ホームページ等により、豊中市の学びの多様化学校の情報を広く周知、案内する機会を設けてまいります。

○井上弘美 不登校生保健室登校への働きかけは、誰がどのようにするのかという疑問は残ったんですけども、現時点のお答えとして了解いたしました。

学びの多様化学校は、地域の学校からの転入学となるんですが、地域の学校との継続した情報共有はされるのでしょうか。

○学校教育課主幹（佐加康彦） 転入学前の地域の学校での情報は、転入学後の生徒の支援のために、学びの多様化学校に引継ぎを行うことを予定しておりますが、

学びの多様化学校へ転入学後の生徒の様子についても、必要に応じて地域の学校と共有してまいります。

○井上弘美 転入後は必要に応じてということです。では、学びの多様化学校に入学した生徒が、その後、地域の学校への転入学をすることは可能ですか。

○学校教育課主幹（佐加康彦） 地域の学校での人間関係、学校生活が自分に合わないことが、学びの多様化学校を希望した主な理由の一つだと考えております。転入学に関しましては、子どもたち一人一人の状況等を踏まえながら、事前相談から体験授業等の一連の手続過程の中で、生徒の意向にも留意しつつ、慎重かつ丁寧に対応してまいります。

また、学びの多様化学校においては、人間関係を育みながら成長し、卒業まで過ごすことを想定しており、学びの多様化学校から地域の学校への再度の転入学は極めてまれなケースと現時点では考えております。生徒の希望があった場合、地域の学校への再度の転入学については、生徒の状態を鑑みて適切に判断するものと考えております。

○井上弘美 それでは、学びの多様化学校の進路指導について具体的にお聞かせください。

○学校教育課主幹（佐加康彦） 学びの多様化学校は、ゆとりある時間・空間の下、教職員や専門職員と共に、子どもたちの意思を大切にし、自分のペースで学ぶ場所、内容、方法を自ら考えながら、他者とのつながりを感じ、学ぶことのできる学校をコンセプトにしております。学びの多様化学校の進路指導におきましても、ゆとりある環境の下で、生徒一人一人と時間をかけながら将来の夢や可能性を話し合い、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○井上弘美 意見・要望です。

進路指導については、生徒一人一人と時間をかけながら話し合いができる人員配置をされると理解いたしました。学びの多様化学校に限らず、一般の高校以外の選択肢も増えてきている昨今、より生徒が自分に合った道を見つけやすい環境を整えてくださると期待いたします。

学びの多様化学校に入学後に地域の学校への転入を、まれかと思われるけれども希望した場合、かなうということも確認をいたしました。例えば学びの多様化学校の生徒が他市へ引っ越して、他市の中学校に通うことも想定されるわけですが、そういった場合も通常の転入で生じる程度の学習進度の差であると、そういったご説

明もいただいております。

カリキュラムのこと、通学手段のこと、開校までに明確にさせていただきたいことが多くあります。具体的になり次第、ご教示いただきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

では、小中一貫教育の推進ということで、学園制について、さきの委員から大体のところがもう質疑にありましたけれども、メリットのほかに、懸念される点というのものもあるかと思えます。お答えいただけますでしょうか。

○学校教育課主幹（小渡 豊） 懸念される点といたしましては、小中一貫教育の中で、学校行事をどのようにして効果的に実施するかといった点はございますが、それぞれの学校形態や施設の特徴を生かし、異学年交流など教育活動の充実に取り組んでまいります。

○井上弘美 対象に入っている小学校では、私立の中学校を選択する割合が高いと聞いております。地域性でありまして、学校に原因があるわけではないと思うんですが、学園制により、そういった保護者が公立中学に今より魅力を感じるのでしょうか、見解をお聞かせください。

○学校教育課主幹（小渡 豊） 学園制の導入に向け、現在、千里ニュータウンといった地域性、地域資源を生かした探究的な学習プログラムの実施について検討をしており、こうした身近な地域を題材にした系統的な学習により、積極的に社会参画しようとする態度を育むことなどを目指しております。また、地域の方々との触れ合いや交流を通じて自信や自尊感情が育まれるなど、教育的効果が期待でき、こうした点も魅力の一つであると考えております。

本市では、地域とともにある学校、コミュニティ・スクールとしての取組を進めておりますが、義務教育9年間を見据え、学園制にふさわしい取組とすべく、学園を構成する学校間や地域との連携など、その在り方についても検討を進めております。豊中市立学校に通う全ての子どもたちとその保護者の皆様が、豊中市の学校でよかったと実感していただけますように、学園としての取組を進めるとともに、地域の皆様のご理解、ご支援をいただきながら、教育内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

○井上弘美 意見・要望です。

現在も行われている小・中学校間の交流や情報交換が発展し、理念も共有しつつ、9年間を見据えた取組を行うということで理解をいたしました。2つの中学校区にまたがる小学校など地域性も様々ありますから、まずは今回導入ということ

で、拡大するのであれば、数年かけてしっかり検証した上で検討していただきたいと思います。

次に、英語・外国語教育の推進で、AET派遣につきましてですが、AET派遣の委託先が替わるとのことですが、事業者の特徴を教えてください。

○学校教育課長（花山 司） 令和7年度、令和8年度、令和9年度における本事業の業務受託候補者につきましては、豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業の状況を熟知しており、本業務で求められる児童生徒のコミュニケーション能力の育成を理解した上で、これまでの実績から、高い専門性と豊富な経験を有した外国人英語指導助手の派遣提案がなされており、本業務が効率的、効果的に遂行されることが期待できることから、受託候補者としてふさわしいと判断されました。

派遣事業の内容につきましては、今年度同様、市立小学校3年生から6年生の児童及び中学校全学年の生徒、義務教育学校3年生から9年生の児童生徒を対象に、教員の指導の下、チームティーチングによる小学校外国語活動、英語の授業支援を行う等、変更はございません。

○井上弘美 詳しくご説明いただき、安心いたしました。

では、このAET講師の契約形態について、教育委員会は把握しているでしょうか。

○学校教育課長（花山 司） AETは派遣事業であることから、教育委員会としての把握はございませんが、従事者の勤務労働条件に関わる部分につきましては、国から労働者派遣事業の許可を得ている受託事業者と従事者間の雇用契約に基づく適法なものであると認識をしております。

○井上弘美 意見です。

3年間契約のメリットは、安定的に人材を確保でき、学校における勤怠管理等の事務手続も円滑に行え、12月の文教常任委員会でもご答弁いただきました。安定的な人材確保とは、できれば同じAETの方に長く勤務いただき、児童生徒との交流を継続することを重視しているんだと私は捉えています。委託先では適法な雇用契約をされているとのこと。個々のご事情もあると思いますが、ぜひ長期で勤務していただき、語学力の向上だけでなく、異なる文化との交流の機会となり、コミュニケーションを深めてほしいと考えています。

次に、通訳派遣事業、日本語指導につきまして、決算審査の際に、言語によっては登録者が少なく、学校の希望に沿えないケースがあることを課題に挙げられてい

ましたが、来年度の見通しはいかがでしょうか。また、子どもの状況やニーズについて変化はあったでしょうか。

○学校教育課主幹（川見ゆか） 継続的に通訳者の登録に尽力しておりますが、やはり言語によっては学校の希望に沿えないケースがございました。引き続き、児童生徒が不利益を被らないよう、ホームページ等も活用して通訳者登録を広く呼びかけてまいります。

また、子どもの状況につきましては、中国からの編転入が多い状況となっております。

○井上弘美 では、保護者対応はされているのでしょうか。されているとすれば、どんな事例がありますか。

○学校教育課主幹（川見ゆか） 保護者対応につきましては、懇談会等における通訳者派遣を行っております。また、豊能地区で多言語進路ガイダンスを行い、本人保護者から進路選択に当たっての不安等の相談に応じております。

○井上弘美 同じく決算審査の際に、令和4年5月1日は117名であった日本語指導を必要とする児童生徒が、令和5年5月1日には147名と、1年間で30名増えており、日本語ゼロで日本にきた児童生徒に対し、巡回指導で重点的に日本語指導を行うことが難しい状況であり、人的支援及び日本語初期指導の充実が喫緊の課題だとお聞きいたしました。前年比9.1%の予算増ですが、こういったことへの対応と捉えてよいでしょうか。日本語指導を必要とする児童生徒の環境整備は、何か新しく考えていらっしゃいますか。

○学校教育課主幹（川見ゆか） 次年度より、桜井谷小学校において日本語初期指導センターを開設し、日本語が全く分からない状態の児童生徒を対象に約1か月間指導を行う予定としております。センターには日本語指導コーディネーターを配置し、保護者対応や在籍校との連絡調整等を行います。本市が大切にしております「ともに学びともに育つ」教育を鑑み、午前中はセンターで日本語指導を受け、給食以降は在籍校にてクラスの仲間と過ごす予定としております。日本語が全く分からない状態で編入してきた児童生徒が安心して学ぶことができるよう、環境を整えてまいります。

○井上弘美 新たに開設される日本語初期指導センターで、日本語が全く分からない児童に1か月集中指導されるとのことで、大変よい取組だと思います。給食時間

からは在籍校で過ごすというのも、とてもいいですね。心の面でも少しずつ日本の環境に慣れることで、随分負担が減ると思います。

本市を選ぶ外国人の方は増加傾向で、難しい対応にご尽力いただいていることを評価しますとともに、その子どもたちが豊中で育つことにより醸成される多文化共生にとっても魅力を感じております。個別の支援にとどまらない大きなメリットが、市に、私たちにありますから、引き続きよろしく願いいたします。

続いて、水泳授業です。さきの委員の質疑で、実施校ですとか、それから事業者については出ました。拡充に当たり参考とした評価とかアンケートがあるとのことで、もう少し具体的に回答例などありましたら教えてください。

○学校教育課長（花山 司） 児童、教職員、保護者を対象としたアンケートでは、「少人数で丁寧な指導を受けることができ泳力が上がった」、「快適な水温、プールサイド等の環境で学習を行うことができた」、「次年度も継続してほしい」といった非常に高評価で肯定的な感想や意見が多く見られました。

○井上弘美 本当かなと思って少し聞きましたけれども、教員の方に業務的には随分楽になったという感想を、一部ですけれどもお聞きをいたしました。

同一の事業者ということでキャパシティが懸念されますが、来年度実施に当たって方法や期間を変更、工夫する点はありますか。

○学校教育課長（花山 司） 次年度についても今年度同様、当該委託業者の週1日の休業日を活用して実施をする予定です。次年度は、一定期間中に各校が実施することになるため、単独校で実施した今年度と比較して、開始時期が早く、終了時期が遅い日程となります。今後も、円滑な実施に向けた調整を引き続き進めてまいります。

○井上弘美 猛暑や老朽化し維持管理が難しいプール施設を思うと、打開策であると思われますし、調査によると、児童、保護者から評価は高く、また天候などに左右されず授業が行えるなど、学校側のメリットもあるようです。

実施される3校は、徒歩圏内に事業者があることでスムーズに先行実施できているようですが、今後拡大していくには課題が多くあります。安全を第一に、各校の状況を調査しながら進めていただきたいと思います。

続いて、学び育ち支援課に放課後こどもクラブにつきまして、これもさきの委員さんの質疑で予算額などの説明はしていただきました。

今年度は、英語、科学実験、プログラミングなど等を行った放課後 *Select* についてなんですが、今年度は今申し上げたようなメニューが無償であったという

ことです。これが令和7年度からの本格実施では、想定しているメニューや費用など変化があるようでしたら教えてください。

○学び育ち支援課長（松本光真） 放課後S e l e c tは、放課後こどもクラブの運営を受託した民間事業者が、クラブを利用する児童に対してオプションで習い事サービスを提供し、保護者や児童が利用の有無を選択するものです。民間事業者によって実施する内容は異なりますが、英語やプログラミングなど、連続性があり、複数の学年が混在しても対応できるメニューを予定しています。

料金の設定については、教材の有無や講師のレベル、対面かオンラインかなどの状況により異なりますが、1回当たり500円から2,000円程度となる見込みです。また、民間事業者と調整し、無償で体験できるものも提供していただく予定です。

○井上弘美 では、関連して、放課後こどもクラブ施設管理についてお尋ねいたします。

予算額1億1,037万3,000円、前年に比べて13.6%増です。増額の理由の一つが、クラブ室を校内に確保できず、東泉丘では令和5年度の途中から、上野小学区は令和6年度からサテライト室での運用をしており、その賃料とのことです。これは、1クラス当たりの児童数を令和8年度におおむね55人、令和11年度におおむね40人とするための取組の一環だと認識していますが、現時点での1クラス当たりの児童数の状況や今後の見通しを教えてください。

○学び育ち支援課長（松本光真） 令和7年度の入会児童数は、3月1日時点の状況になりますが、5,341人の入会申込みがあり、令和6年度より約200人増加しています。令和7年度は、115クラスでの運営を行うため、クラブ室1室当たりの児童数が50人を超えるクラブは9校で、そのうち55人を超えるクラブは2校となる見込みです。小1の壁の解消として取り組んでいる入会要件の見直しなど、入会児童数が変動する要因はありますが、現時点では、令和8年度には全てのクラブ室でおおむね55人を達成できると見込んでいます。

○井上弘美 先ほどの放課後こどもクラブ運営で私、聞きそびれたんですけれども、そもそもこの4年生までの全児童における放課後こどもクラブの入会率について、令和4年度から令和6年度までの推移を教えてくださいませんか。また、今後のクラブ入会児童数をどのように見込んでいらっしゃるかも教えてください。

○学び育ち支援課長（松本光真） 4年生までの全児童における放課後こどもクラ

ブ入会児童が占める割合は、5月1日を基準日として、令和4年度が30.8%、令和5年度が32.8%、令和6年度が34.8%です。入会児童数や入会率が毎年度増加していることから、放課後こどもクラブへのニーズが高まっているものと考えており、今後も増加傾向が続くものと見込んでいます。

○井上弘美 少子化傾向であってもニーズは上昇しているということで、入会児童数の増加傾向という予測は私も同様に認識するところです。その上で、事業継続のために民間委託にかじを切られているということについては、また別の機会に議論をしたいと思います。

東丘では、放課後S e l e c tなども実施されますから、クラブ室の確保というのはさらに必要になってくるかと思います。現状のサテライト室は、条件はよい物件がたまたまあったとのことですが、これは苦肉の策と言えそうです。安全に放課後こどもクラブが運営されるよう、各学校との協議をお願いしたいと思います。

また、放課後S e l e c tは、民間委託の学校だけで実施されていますから、公平性の観点では利用者負担であるべきと考えますが、同じクラブの中で習い事をする子としない子が分けられてしまいます。民間事業者の運営とはいえ、こういった配慮がなされるのか、担当課でも把握をお願いしたいと思います。

次に、児童生徒課に、支援職員配置事業についてお尋ねします。

支援が必要な児童への支援を行う介助員は、これまで教員免許を持つ方を採用されてきました。令和6年度は一部派遣会社を利用し確保されていましたが、令和7年度は資格のない介助員も採用されるとのことです。無資格の介助員は何名採用する予定でしょうか。令和7年度において、派遣介助員の割合は全介助員の何割を占める予定でしょうか。

○児童生徒課長（井上倫子） 無資格の介助員は33名の採用を予定しております。全介助員の人数は、無資格の介助員も含め155名となりますが、派遣介助員は来年度も今年度と変わらず39名の予定でありますので、その割合は約4分の1となります。

○井上弘美 介助員の増員というのは大変歓迎すべきことなんですけれども、派遣割合は全体の4分の1ですが、有資格者で考えると3分の1となります。有資格者の確保に今後も派遣の活用はやむを得ないと感じております。

では、そもそもなんです、なぜ無資格介助員が必要なのでしょう。無資格介助員の採用時に気をつけていることは何でしょうか。また、無資格介助員の業務内容も具体的に教えてください。

○児童生徒課長（井上倫子） 支援を要する児童生徒は年々増加しており、かつ主に生活介助を必要とする児童生徒が増加していることから、新たに教員免許などの資格を要件としない無資格の介助員を採用することといたしました。

採用時には、豊中市が大切にしてきた「ともに学びともに育つ」教育の考え方や、介助員としての子どもへの関わり方について理解されているかどうかに重きを置いて面接しております。

無資格介助員の主な業務内容につきましては、支援を要する児童生徒への声かけや移動、食事、着替えの手伝い、見守りなどです。

○井上弘美 意見・要望です。

前年度より1億3,720万8,000円の予算増で、37人の増員とのことです。有資格者の確保が厳しく、派遣も継続していく中で、無資格の会計年度職員の採用に踏み切られました。生活介助を必要としている子どもが増えているとのことですが、子ども同士の助け合いや声かけの大切さを理解していただき、「ともに学びともに育つ」学校現場で活躍していただきたいと思います。学習支援が行えない介助員が学校現場でどのように活躍されるのか、今後注目してまいります。

それから、学校支援事業につきましてお聞きします。

予算額2,710万円で、前年度から1,167万2,000円増で、主な要因は、作業療法士による観察助言事業を教育相談業務から組み替えたとのことです。事業の内容と、教育相談事業から組み替えた理由を教えてください。

○児童生徒課長（井上倫子） 本事業は、大阪府作業療法士会に所属する作業療法士に、市立小学校、義務教育学校全校の1年生の全クラスを観察いただき、学校生活の早期安定を図るための環境調整や指導方法などについて学校に助言をいただくものです。

区内コラボセンターにこども・教育総合相談窓口を開設した際に、教育相談業務において予算化し、試行的に実施してきましたが、助言内容が子ども一人一人の状況に応じた環境調整など支援教育に大きく関係するものであったこと、助言を踏まえ教室の環境調整等を行うことにより、子どもの安心や教員の専門力向上などに一定の成果があり、全小学校、義務教育学校での実施につながったことから、学校支援事業に予算を組み替えて本格的に実施を図るものです。

○井上弘美 令和6年に全校で試行を広げ、令和7年から本格実施とのこと。教員目線、親目線のみならず、子どもの運動、感覚、知覚、認知の状態を把握し、課題を検討する専門家の助言、これが特に支援が必要な児童の早期安定につながると理解いたしました。試行を経ての本格実施、予算計上とのことで、注目してまいりた

いと思います。

次に、（仮称）中央図書館についてお聞きいたします。

先ほどの委員の質疑と重複するところがあると思うんですが、第1優先候補地の事業者が、当初の計画からマンションが加わった計画に変更されたことで生じた、先ほどデメリットはないというようなご説明があったんですけども、メリットというのはあるのでしょうか。また、最終的に区分所有でいこうと決定された理由をお聞かせください。

○読書振興課長（西口光夫） 増築の申出を受け、まずもって本市としては、区分所有購入価格をはじめ図書館の公募条件に関わる部分で、本市に不利になるような変更は認めない旨を伝えています。その上で、本市にとって増築のメリット、デメリットを検討すると、追加負担なしに鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更となることや、建物が新たに増築されることによる固定資産税収や市民税等の増収、さらには入居店舗だけでなく周辺店舗の来客増加など、本市や地域住民にとっても明らかにメリットが多く、一方、増築を拒否するデメリットも見当たらないと判断しました。

今年度は、提案価格や施設保有方法、区分所有が賃借かなど、第1優先候補地の事業者の提案内容の妥当性などを検討する調査を行いました。不動産価格調査では、提案の区分所有購入額は市場価格を4億円ほど下回る提案価格であり、提案の定期借地権料も年間賃料として市場価格よりも少なくとも2,000万円は安価な価格であることを確認しております。また、保有方法に関しても、賃借の場合だと13年目以降に区分所有に係るコストを上回ってしまうなど、区分所有が大幅に有利になることなどから、区分所有で購入し、底地は定期借地とすることにしました。

○井上弘美 不動産価格の高騰などを思いますと、この区分所有というのに私は一定理解をしたいと思っております。

では、今度マンションが入って駐輪場や駐車場のことが心配なるのですが、どのように事業者と協議されているのでしょうか。

○読書振興課長（西口光夫） 駐輪場及び駐車場につきましては、事業者には1階から4階とマンションとは管理スペースを分けるように伝えております。また、第1優先候補地の選定条件として、他用途との兼用も認めるが、図書館としては駐輪場80台以上、駐車場は20台以上の設置を求めています。ちなみに、他用途との併用は、あくまでもマンション用途以外の商業用途との兼用のみを認めています。あわせて、駐輪場に関しては、近隣エリアに不法駐輪が出ない台数の確保を要請しているところです。今後、駐車場に関しても、道路渋滞につながることを、

建物全体として適切な台数の配置を要望してまいります。

○井上弘美 まだ計画がこれからということですが、一定確保をしていただけるとお聞きしました。ただ、駐車場 20 台というのは、もう少しあってもいいのかなと思っておりますし、周辺には駐車場は幾つか民間のものがありますので、そういったところの提携を活用するなども検討していただきたいと、事業者と協議していただきたいなと思っております。

それから、書架についてはちょっと減ってしまったということは、先ほどの委員のご質疑で分かりました。図書館全体で約 100 万冊の蔵書を目指しているとのことですが、施設の集約化にこだわらず蔵書を確保してほしいと思っております。これは意見になるんですが、約 15 万冊の蔵書を既存館でも確保が可能とお聞きしております。ただ、蔵書数を 100 万冊確保しても、市民 1 人当たりの蔵書数は北摂の各市で一番少ない状況です。野畑図書館の閉架書庫などももっと有効活用するなど、蔵書数の確保に向けて、他の施設などの活用も含めて取り組んでいてもらいたいと思います。

○井上弘美 お疲れのところ、ありがとうございます。

請願書、豊中市議会議長今村正様。豊中市教職員組合執行委員長浦耕太郎。

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働は正を求める意見書採択の請願についてということで、皆様にご説明をさせていただきます。

今、学校現場は、先ほどからもありましたように、教員希望者が、働き方が大変であるとか、それから保護者対応が大変であるとか、それから民間企業とかの競争であるとかで、希望者そのものが減少しております。そして、病気休職者、これはメンタルのことが多いんですけども、そういった長時間労働や保護者対応などで、主にメンタル病気の休職者が増え、そして早期退職者というのは、その長時間労働に耐え切れず辞めてしまったりですとか、それから民間に活路を見いだす、そういった形の早期退職などが増えているということです。そういった中で教員不足が顕著なのは、もう皆様には私から申し上げるまでもないかと思います。

その上、また教員に関しましては、ほかの業種では時間外労働の上限が付されている中で、給特法というものがあまして、言い方は悪いんですけども、定額働かせ放題のような状態にはなっています。

この給特法を私は初めて見たときに、4%の手当で残業を幾らしてもいいという

形で、もう1桁違うんじゃないかと思ったんですよね。私は民間企業に勤めていましたから、残業手当が何%とか、休日出勤手当が何%とかという数字を見ていると、これは1桁違っていいんじゃないかと思うことです。

この2月7日に閣議決定で給特法の改正が出されたんですけれども、それでもその4%を10%を目指して1年間に1%ずつ上げていく、そういった案になっています。ただいま審議中なんですけれども、これが実現したとして、教員の働き方改革になるのか。そもそもこの長時間労働をどうするのかというところをしっかりと国にはやっていただきたい、そういった意味の意見書となっております。

一つ、教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減を示すとともに、下記の事項に取り組むことと書いてあるんですけれども、結局は教員の仕事の中身を減らしていく、あるいは教員定数を増やしていく、人を増やすか仕事を減らすか、もうこの2択しかないんじゃないかということが、この意見書の趣旨となるかと思います。

一つ一つ見ますと、皆様もう既に委員会でご議論で随分話題になりました部活動の地域移行、それからカリキュラム・オーバーロード、これは2つ関連がありまして、教科は増えているけれども時数は変わらず内容は増えているという、教員にとって大変苛酷な状況であることと、それから子どもにとっても、この時間数が、今例えば高学年ですと毎日6時間ということですから、しんどいというか、ついていけないとか、結局6時間目はもう集中力が切れているよとか、そういったご意見もたくさんあるかと思います。

それから、2つ目のことですけれども、教職員定数の改善、これはもう以前から言われていることでございます。

それから3つ目、自治体での取組が確実に進むよう、人の配置、確保も含め、推進のための必要な財源確保を行うということですが、これは豊中市は大変頑張っているかと思っています。教員免許がなくても可能な教員業務支援員ですとかICT支援員など、いろんな努力をさせていただいております。そういったことを国で財源確保してもらえないか、そういったことでございます。

それから4つ目、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること、これはもちろんのことなんですけれども、例えば病気休職からの復帰のときに、フルタイムしか、フルで勤務するしかないんですね。育児休暇とかは、まだ短時間勤務はあるんですけれども、普通、一般企業などでメンタル不全を起こして復帰したときは、緩やかな復帰というのがもう当然となっている世の中で、教員に関しては1人分の仕事をしなければいけないという苛酷な状況かと思っています。

5つ目、今後も勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること、これは2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえて書いてあることでございます。

以上、ざっくりでございますが、説明させていただきました。皆様には何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（三原和人） 質疑・意見に入ります。

○井上弘美 先ほど私の意見などを交えてお伝えはしたんですけれども、こういったことに関しては、国で審議をいただきたい、それは基にするには、5つ目にあるんですけれども、勤務実態調査をしっかりと行った上で、長時間労働にならないかとか、そういうところをしっかりと調査していただいた上で、2つですね、カリキュラムの見直し、それから定数の見直し、この2本立てであるのかなというふうに認識しております。